

吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテセクシユアル・ハラスメント防止等規程

第一条【目的】

この規定は、活動場所におけるセクシユアル・ハラスメントの防止に関し必要な事項を定め、もって男女が対等平等な関係で快適に活動できる活動環境を実現することを目的とする。

第二条【定義】

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 活動場所会員が活動する場所を言い、会員が通常の活動をする場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に会の活動の延長線上にあるものを含むものとする。
- 二 性的な言動性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することその他の性的な内容の発言及び性的な関係を強要すること、不必要に身体に触ること、猥褻な凶書等を配布することその他の性的な行動をいう。
- 三 セクシユアル・ハラスメント活動場所において他者の意に反する形でこれに向けて性的な言動を行うことにより、活動環境が害されることをいう。

第三条【会員の心得】

会員は、セクシユアル・ハラスメントに関する理解を深め、これに該当する言動は慎まなければならない。

第四条【幹部】

幹部は、セクシユアル・ハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 男性会員及び女性会員がそれぞれ対等なパートナーとして活動できるように良好な活動環境の実現に努めること。
- 二 会員の言動に留意し、セクシユアル・ハラスメント又はこれを誘発する言動があつた場合は、注意を喚起すること。
- 三 活動場所においてわいせつな図画等の提示又は配布等があつた場合は、これを排除すること。
- 四 会員から相談又は苦情（以下「相談等」という。）があつた場合は、直ちにこれに対応するとともに、会長と必要な連絡調整を行うこと。

第五条【相談窓口の設置】

セクシユアル・ハラスメントに関する会員からの相談等に対応するため、会長及び副会長を苦情相談窓口（以下「窓口」という。）とする。

第六条【相談等の処理方法】

一 相談窓口担当幹部は、会員から相談等を受けた場合は、速やかに必要な調査等を行い、当該会員等に対して指導、助言及びあつせん等を講じ、会長に報告するものとする。ただし、事案の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、会長の指定する幹部による調査委員会を設置し、その処理を依頼することとする。

二 調査委員会は、処理について、事前に、時宜によっては事後に、幹部会の承認を経ることを必要とする。

第七条【プライバシーの保護】

幹部は、関係者のプライバシー及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

付則（平成二四・三・一）

この規定は平成二十四年年三月一日から、これを施行する。